



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 規則

- 大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則……………(企画法制課)…… 3
- 大和高田市総合公園施設条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課)…… 4

### 訓令

- 大和高田市広告掲載基準……………(広報情報課)…… 5

### 告示

- 大和高田市広告掲載要綱……………( " )…… 12
- 大和高田市広報誌広告掲載取扱要領……………( " )…… 18
- 大和高田市WEBページ広告掲載取扱要領……………( " )…… 19
- 大和高田市コミュニティバスきぼう号広告掲載取扱要領……………(自治振興課)…… 21
- 大和高田市営自転車駐車場フェンス広告掲載取扱要領……………(生活安全課)…… 22
- 大和高田市公用車広告掲載取扱要領……………(財産管理課)…… 24
- 引取りのない放置自転車等の処分……………(生活安全課)…… 25
- 大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示……………(児童福祉課)…… 25
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課)…… 26

### 公告

- 都市計画法に基づく都市計画案の縦覧……………(下水道課)…… 26
- 都市計画法に基づく都市計画変更の案の縦覧……………(都市計画課)…… 27
- 都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例に基づく奈良県知事の指定を受けるための案の縦覧……………( " )…… 27
- 配水管布設替工事(出第2工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)…… 28
- 平成22年度市営住宅(土庫)公共下水切り替工事(2工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………( " )…… 30
- 平成22年度市営住宅(土庫)公共下水切り替工事(1工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………( " )…… 32
- 配水管布設工事・配水管布設替工事(吉井)に関する条件付き一般競争入札公告……………( " )…… 34
- 土枝土庫2丁目地内管渠工事(16)・給配水管移設工事(G16)に関する条件付き一般競争入札公告……………( " )…… 36
- 藤森地内排水路改良工事(2工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………( " )…… 38
- 松塚地内用排水路整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( " )…… 40
- 曾大根地内排水路改良工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( " )…… 42
- 高5枝春日町1丁目地内管渠工事(53)・給配水管移設工事(G53)に関する条件付き一般競争入札公告……………( " )…… 44
- 根成柿地内排水路改良工事(1工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………( " )…… 46
- 根成柿地内排水路改良工事(2工区)に関する条件付き一般競争入札公

告	(契約監理室)	48
西代池漏水防止盛土工事に関する条件付き一般競争入札公告	( " )	50
藤枝若葉町地内管渠工事(22)に関する条件付き一般競争入札公告	( " )	52
高5枝東中1丁目地内管渠工事(23)・給配水管移設工事(G23)		
配水管布設工事(東中1丁目)に関する条件付き一般競争入札公告	( " )	54
公共下水道事業に伴う測量(7)に関する条件付き一般競争入札公告	( " )	56
農用地利用集積計画の縦覧	(産業振興課)	58
中和幹線アクセス道路照明工事に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	58
市営住宅(礒野)新規募集に伴う室内(1-202号室)改修に関する 条件付き一般競争入札公告	( " )	60
市営住宅(礒野)新規募集に伴う室内(3-205号室)改修に関する 条件付き一般競争入札公告	( " )	62
本郷町地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	( " )	64
池尻地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	( " )	66
中今里町地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	( " )	68
<b>教育委員会</b>		
教育委員会1月定例委員会の招集	(教育総務課)	70
<b>選挙管理委員会</b>		
選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会)	70
選挙管理委員会の招集	( " )	70
<b>農業委員会</b>		
農業委員会1月定例委員会の招集	(農業委員会)	71
農業委員会2月定例委員会の招集	( " )	71

**規 則****規則第40号**

大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則を次のように定める。

平成22年12月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例(平成22年条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催の事前公表)

第2条 条例第6条に規定する審議会等の会議の開催の事前公表は、会議の公開、非公開にかかわらず、原則として当該会議を開催する日の2週間前までに、次に掲げる事項を市役所情報公開コーナー等に掲示するとともに、市WEBページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 会議の名称
  - (2) 会議の開催日時及び開催場所
  - (3) 会議の議題
  - (4) 会議の公開又は非公開の別
  - (5) 会議の非公開理由(会議を非公開とした場合に限る。)
  - (6) 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員及び傍聴手続(会議を公開とした場合に限る。)
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (会議の傍聴等)

第3条 傍聴人の定員は、会議の都度、審議会等の長が定める。

2 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望する者が前項の定員を超えることが明らかかな場合等においては、事前申込み、抽選等によることができる。

3 傍聴人は、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議場における発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) はち巻、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等掲げる等示威的行動をしないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長が特別の理由により承認したときは、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

4 傍聴人は、条例第5条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

5 審議会等の長は、傍聴人が前2項の規定に違反したときは、これを退場させることができる。

(会議録の作成)

第4条 条例第9条に規定する会議録には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び開催場所

- (3) 会議の議題
- (4) 会議の公開又は非公開の別
- (5) 会議の非公開理由(会議を非公開とした場合に限る。)
- (6) 出席した者の氏名
- (7) 傍聴人の数(会議を公開とした場合に限る。)
- (8) 発言の内容
- (9) 前各号に掲げるもののほか、審議会等の長が必要と認める事項  
(会議録等の公表)

第5条 市長は、会議録が公開された会議に係るものであるときは、原則として当該会議を開催した日から10日以内に、会議録の写し及び条例第8条に規定する会議資料の写しを所管課及び市役所情報公開コーナーに備え置くとともに、市WEBページに掲載することにより、当該会議録等に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧に供しなければならない。

(運用状況の公表)

第6条 条例第11条に規定する運用状況の公表は、年度ごとに、次に掲げる事項について取りまとめ、市の広報誌及び市WEBページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 会議の開催数
- (2) 公開とした会議の開催数
- (3) 非公開とした会議の開催数
- (4) 傍聴人の数
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(大和高田市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部改正)

2 大和高田市消防賞じゅつ金等審査会規則(昭和51年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

5 会議は、非公開とする。

(大和高田市営住宅対策協議会規則の一部改正)

3 大和高田市営住宅対策協議会規則(平成8年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

4 協議会の会議は、非公開とする。

(大和高田市障害者自立支援審査会規則の一部改正)

4 大和高田市障害者自立支援審査会規則(平成18年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 合議体の会議は、非公開とする。

(大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則の一部改正)

5 大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則(平成21年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

5 会議は、非公開とする。

規則第1号

大和高田市総合公園施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年1月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市総合公園施設条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市総合公園施設条例施行規則(平成17年規則第41号)の一部を次のように改正する。  
第2条第2項を次のように改める。

2 申請書を提出できる期間(以下「使用申請期間」という。)は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 使用しようとする者が市内に居住する場合の使用申請期間は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の2月前の同日から使用日までの期間とする。この場合において、2月前の同日に当たる日がないときは、使用日の属する月の前月の初日を当該期間の初日とする。

(2) 使用しようとする者が市外に居住する場合の使用申請期間は、使用日の1月前の同日から使用日までの期間とする。この場合において、1月前の同日に当たる日がないときは、使用日の属する月の初日を当該期間の初日とする。

第5条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、使用日が平成23年4月1日の使用許可申請から適用する。

## 訓 令

### 訓令第17号

大和高田市広告掲載基準を次のように定める。

平成22年12月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、大和高田市広告掲載要綱(平成22年告示第151号)第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告掲載の可否については、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 本市が広告媒体に掲載し、又は掲出する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。なお、屋外広告を設置する場合には、設置する地域のルールや慣習により形成されてきた景観や文化に配慮し、地域の景観に貢献するようなものであることが望ましい。

2 この訓令に定める屋外広告とは、奈良県屋外広告物条例(昭和35年奈良県条例第17号)第5条に定める許可を要するものをいう。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この訓令に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第5条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及びこれに類する業種
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業に関するもの及びこれに類する業種
- (3) たばこの製造及び販売に関する業種
- (4) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。)に関する業種
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (6) 占い、運勢判断に関する業種
- (7) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (8) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)で、連鎖販売取引と規定される業種
- (9) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく行う業種

例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの(不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費、作業代等を要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する。)

- (11) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生、更生手続中の事業者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (13) 各種法令に違反している事業又は事業者
- (14) 行政機関からの行政指導を受けたにもかかわらず、改善がなされていない事業者
- (15) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく入札参加資格停止を受けている事業者
- (16) 市税等の滞納がある事業者
- (17) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者  
(掲載基準)

第6条 次に掲げるものは、広告掲載を行わない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがあるもの
  - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 市の行政運営上支障を来すもの
  - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、又は不安を与えるおそれがあるもの
  - キ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」等
  - イ 射幸心を著しくあおる表現  
例：「今が、これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等
  - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない商法又は商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適正でないものとして、次のいずれかに該当するもの  
ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等表示する必要がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現

ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想させ、又は想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの

2 前項に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるものは、広告掲載を行わない。

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を阻害するおそれがあるものは掲載しない。

(1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの

(2) 美観を損ねるような彩度の高い色、原色及び金銀色を広範囲に使用するもの

(3) 景観と著しく違和感があるもの

(4) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの

(5) 著しくデザイン性の劣るもの

(6) 意味が不明なもの等公衆に不快感を起こさせるもの

(7) 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等交通安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

(1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの

ア 過度に鮮やかな模様及び色彩を使用するもの

イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

(2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

ア 過度に読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

イ 水着姿、裸体姿等を表示し、著しく注意を引くもの

ウ デザインが分かりづらい等判断を迷わせるもの

エ 絵柄や文字が過密及び過小等により視認性が悪いもの

(WEBページに関する基準)

第9条 広告主のWEBページにリンクをする広告(バナー広告等)に関しては、市WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のWEBページの内容についても、WEBページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この訓令の全部又は一部を準用することができる。

2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主目的とするWEBページで、大和高田市広告

掲載要綱及びこの訓令その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWEBページを閲覧者に斡旋又は紹介しているWEBページの広告は、掲載しない。

(業種ごとの基準)

第10条 広告媒体主管課は、掲載の都度、次の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を判断する。

1 人材募集広告

- (1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。
- (2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 語学教室等

安易さや授業料、受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：「1か月で確実にマスターできる」等

3 学習塾、予備校、専門学校等

- (1) 合格率等実績を掲載する場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示する。
- (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

4 外国大学の日本校

次の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

5 資格講座

- (1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。次の主旨を明確に表示すること。  
「この資格は国家資格ではありません。」
- (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。次の主旨を明確に表示すること。  
「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」
- (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (4) 受講費用がすべて公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。

6 病院、診療所、助産所

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切掲載しない。
- (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を表示してはならない。
- (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。
- (4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。
- (5) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。
- (6) 広告を掲載する事業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の医務担当部署で広告内容についての了解を得ること。

7 飼育動物の診療施設

- (1) 獣医療法(平成4年法律第46号)第17条の規定により広告できる事項以外は、一切掲載しない。



- (2) 広告を掲載する事業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の家畜保健衛生担当部署で広告内容についての了解を得ること。
- 8 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復)
- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外は、一切掲載しない。
- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は掲載できない。
- (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。
- (4) 広告を掲載する事業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署で広告内容についての了解を得ること。
- 9 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)  
広告を掲載する事業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署において広告内容についての了解を得ること。
- 10 健康食品、保健機能食品、特別用途食品  
広告を掲載する事業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署及び食品担当部署並びに公正取引委員会において広告内容についての了解を得ること。
- 11 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等
- (1) サービス全般(老人保健施設を除く。)
- ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
- イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。  
例:「大和高田市事業受託事業者」等
- (2) 有料老人ホーム
- ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」(平成14年7月18日付け厚生労働省老健局長通知)に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は、すべて表示すること。
- イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
- ウ 公正取引委員会の「有料老人ホームに関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号)及び同表示の運用基準に抵触しないこと。
- (3) 有料老人ホーム等の紹介業
- ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- イ その他利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
- (4) 介護老人保健施設  
介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は、一切掲載できない。
- 12 墓地等  
市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
- 13 不動産事業
- (1) 不動産業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。
- (2) 不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記するとともに、「不動産の表示に関する公正競争規約」(平成15年公正取引委員会告示第2号)による表示規制に従うものとする。
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に規定された住宅性能表示制度の適用を受けていない住宅の販売の広告は、掲載しない。

- (4) 新築共同住宅の売買の広告には、建設工事を請け負った建設業者名を明記する。また、建設業法(昭和24年法律第100号)第22条第3項の規定により一括下請負をした場合は、実際に施工した建設業者名も明記する。
- (5) 契約を急がせる表示は掲載しない。  
例:「早い者勝ち」「残り戸数あとわずか」等
- 14 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等  
各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触しないこと。
- 15 旅行業
- (1) 登録番号、所在地及び補償の内容を明記すること。ただし、補償については、広告内にすべて記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。
- (2) 不当表示に注意すること。  
例:「白夜でない時期の白夜旅行」「行程にない場所の写真」等
- 16 通信販売業  
特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から第11条までの規定に反しないこと。
- 17 雑誌、週刊誌等
- (1) 適正な品位を保った広告であること。
- (2) 見出しや写真の性的表現等は、青少年保護等の観点から適正なものであること及び不快感を与えないものであること。
- (3) 性犯罪を誘発し、又は助長するような表現(文言、写真等)がないものであること。
- (4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権、プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- (5) タレント等有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現であること。
- (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- (7) 未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しないものであること。
- (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現がないものであること。
- 18 映画、興業等
- (1) 暴力、ギャンブル、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現は使用しない。
- (5) ショッキングなデザインは使用しない。
- (6) 青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
- 19 古物商、リサイクルショップ等
- (1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。  
例:「回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄」等
- 20 結婚相談所、交際紹介業
- (1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること(加盟証明が必要)を明記すること。

- (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。
- (3) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること(財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得している等)。
- 2.1 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
  - (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。
  - (2) 主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)する出版物の広告は、掲載しない。
- 2.2 募金等
  - (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
  - (2) 次の主旨を明確に表示すること。
    - 「募金は、知事の許可を受けた募金活動です。」
- 2.3 質屋、チケット等再販売業
  - (1) 個々の相場、金額等は表示しない。
    - 例:「 のバッグ50,000円」「航空券 東京~福岡 15,000円」等
  - (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。
- 2.4 トランクルーム、貸し収納業者
  - (1) トランクルームは、国土交通省の規制に基づく適正業者(マル適マーク付き)であることが必要
  - (2) 貸し収納業者は、会社名以外にトランクルームの名称は使用しない。また、次の主旨を明確に表示すること。
    - 「当社の は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等
- 2.5 ウィークリーマンション等  
営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可を受けていること。
- 2.6 金融商品
  - (1) 投資信託等
    - ア 将来の利益が確実に保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明記すること。
    - イ 元本保証がない旨等のリスクを、目立つように分かりやすく表示すること。
  - (2) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引(FX)等
    - ア 監督行政庁等の許可、登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業界団体会員であることは必ず明記すること。
    - イ 安全、確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらにあおるものでないこと。
    - ウ 利益保証がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つように分かりやすく表示すること。
  - (3) その他金融商品  
当該金融商品の内容に応じ、この項の(1)及び(2)の規定を準用する。
- 2.7 その他表示について注意を要すること
  - (1) 割引価格の表示  
割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明記すること。
    - 例:「メーカー希望小売価格の30%引き」等
  - (2) 比較広告  
主張する内容が客観的に実証されていること。(根拠となる資料が必要)
  - (3) 無料で参加、体験できるもの  
費用がかかる場合には、その旨を明記すること。
    - 例:「昼食代は実費負担」「入会金は別途かかります。」等
  - (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格、法人名、所在地、連絡先を明記すること。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために代表者名を明記すること。

(5) 宝石の販売

虚偽の表現に注意し、必要な場合は公正取引委員会に確認すること。

例：「メーカー希望小売価格の50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない。)等

(6) アルコール飲料の販売

未成年者の飲酒禁止の文言を明記すること。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

28 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

第5条に定める規制業種に該当する企業による規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この訓令に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

例：「たばこ製造、販売事業者の喫煙マナー向上のための広告」等

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

告示第151号

大和高田市広告掲載要綱を次のように定める。

平成22年12月24日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の新たな財源を確保し、及び財政の負担を軽減することにより市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること及び民間企業等から広告を掲載した物品等の寄附を受けることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。

ア 広報誌「やまとたかだ」

イ 市WEBページ

ウ コミュニティバスきぼう号

エ 市営自転車駐車場フェンス

オ 公用車

カ その他広告媒体として広告の掲載ができるものとして市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 広告付寄附 民間企業等の広告を掲載した広告媒体の寄附をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載し、又は広告付寄附を受けてはならない。

(1) 市の品位を損なうもの又はそのおそれがあるもの

(2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題について主義主張するもの
- (6) 個人又は法人その他の団体の意見を内容とするもの
- (7) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (11) 公衆に不快の念を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (12) 美観風致を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (13) 個人又は法人その他の団体の名刺広告をするもの
- (14) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置、掲載期間、掲載料その他広告掲載に関し必要な事項は、広告媒体の所管部署ごとに別に要領を定める。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報誌「やまとたかだ」及び市WEBページにより公募するものとする。

2 前項の募集は、広告掲載枠を新たに設置したとき、又は広告掲載枠に空きが生じたときに行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、広告掲載(新規・継続)申込書(以下「申込書」という。)(様式第1号)に広告案等を添えて市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定による審査の結果、広告掲載を適当と認める申込みが広告掲載枠を超える場合は、次の優先順位により決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれに類するもの
- (2) 私企業で市内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号のいずれにも該当しないもの
- (4) 掲載希望期間の長いもの

3 前項の規定によっても広告掲載を希望する申込みが広告掲載枠を超える場合は、抽選により決定する。ただし、これ以外による決定をする場合は、第4条に規定する要領において定める方法により決定するものとする。

4 市長は、第1項の規定による決定をしたときは、その結果を広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに掲載しようとする広告原稿又は広告物を提出しなければならない。

(掲載料の納付)

第8条 広告主は、広告掲載の決定後市長が指定する期日までに、掲載料を市の発行する納入通知書により一括して前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告主の責任)

第10条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負わなければならない。

2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等があった場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に規定する屋外広告物に該当する場合は、奈良県屋外広告物条例(昭和35年奈良県条例第17号。以下「県条例」という。)第5条に規定する許可を受けなければならない。

4 広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害しないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

(費用負担等)

第11条 広告物の作成、設置及び撤去に要する費用並びに県条例による許可申請に要する費用は、広告主の負担とする。

2 広告主の責任により広告掲載が適当でなくなった場合において、既に市が執行し、又は執行予定の経費があるときは、すべて広告主が負担しなければならない。

(広告主の届出による広告掲載内容等の変更)

第12条 広告主は、広告掲載内容又は申込書若しくは添付書類の内容に変更がある場合は、速やかに広告掲載内容等変更届(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(広告掲載内容の変更)

第13条 市長は、広告掲載内容がこの告示に抵触していると判断したとき、又は各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告掲載内容の変更を求めることができる。

(広告掲載決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに掲載料を納付しないとき。
- (2) 市長が指定する期日までに広告原稿又は広告物を提出しないとき。
- (3) 広告原稿又は広告物が広告案と著しく相違するとき。

2 市長は、前項の規定による取消しにより広告主に損害が生じても賠償の責めを負わない。

3 市長は、第1項の規定により広告掲載決定の取消しをしたときは、速やかに広告掲載(決定)取消通知書(様式第4号)により広告主に通知しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が別に定める規制業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 第13条の規定による広告掲載内容の変更を広告主が行わないとき。
- (5) その他広告の掲載が不相当と市長が認めるとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により広告掲載を取り消す場合に準用する。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、広告掲載の取下げを申し出ることができるものとする。この場合において、既納の掲載料は返還しない。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、速やかに広告掲載取下届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(広告物の撤去)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の削除、撤去、塗りつぶし等を行うことができるものとする。

- (1) 前2条の規定により広告掲載を取り消され、又は広告掲載を取り下げた広告主が広告物を撤去しないとき。
- (2) 広告主が広告掲載の許可期間を過ぎた後も広告物を撤去しないとき。
- (3) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の削除等に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、前項第3号に該当するときは、この限りでない。

(掲載料の還付)

第18条 掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する掲載料には、利子を付さない。

3 掲載料の還付を受けようとする者は、広告掲載料還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(委員会の設置)

第19条 広告掲載の可否を審査するため、大和高田市広告掲載選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、企画政策部長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 企画法制課長
- (2) 人権施策課長
- (3) 都市計画課長
- (4) 青少年課長
- (5) 広告を掲載する広告媒体を所管する室又は課の長

(会議)

第20条 委員会の会議は、広告媒体を新たに選定しようとするとき、又は広告内容等に関して疑義が生じた場合において委員長が必要があると認めたとときに、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、広報情報課長がその職務を代理する。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会は、会議のため必要があると認めたとときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(広告掲載に関する規定の準用)

第21条 第10条(第3項を除く。)、第13条及び前条の規定は、広告付寄附を受ける場合に準用する。

(庶務)

第22条 委員会の庶務は、広報情報課において処理する。

(補則)

第23条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前になされた広告掲載に係る申込み、決定等については、なお従前の例による。

(コミュニティバスきぼう号の運行に関する要綱の一部改正)

3 コミュニティバスきぼう号の運行に関する要綱(平成13年告示第130号)の一部を次のように改正する。

第8条を削る。

様式第1号(第6条関係)

広告掲載(新規・継続)申込書

年 月 日

大和高田市長 殿

住所  
 名称  
 代表者名 印  
 連絡先 電話  
 F A X  
 E m a i l

下記のとおり広告の掲載を申し込みます。

記

広告媒体	
掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 1日号から 年 月 1日号まで
リンク先URL	http:// (WEBページバナー広告の場合)
添付書類	・事業の概要が分かる書類 ・資格又は免許を必要とする業種の場合は、それを証明する書類
同意事項	申込みにあたり、大和高田市が市税等の納付状況調査をすることに同意します。

様式第2号(第7条関係)

広告掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

決定区分	掲載する	掲載しない (理由)
広告媒体		
掲載場所		
掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 1日号から 年 月 1日号まで	
掲載料	( 円 円 × 枠 × 月)	



	( 年 月 1日号から 年 月 1日号まで)
掲載料納付期限	年 月 日
広告原稿又は広告物の提出期限	年 月 日

様式第3号(第12条関係)

広告掲載内容等変更届

年 月 日

大和高田市長 殿

住所  
 名称  
 代表者名 印  
 連絡先 電話  
 F A X  
 E m a i l

広告掲載内容等の変更をしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由等

\* 変更の内容により必要な書類等を添付してください。

様式第4号(第14条、第15条関係)

広告掲載(決定)取消通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付け 第 号で決定した広告掲載について、下記のとおり取消しの決定をいたしましたので、通知します。

記

掲載決定取消しの理由

掲載取消の理由

様式第5号(第16条関係)

広告掲載取下届

年 月 日

大和高田市長 殿

住所  
 名称  
 代表者名 印  
 連絡先 電話

F A X  
E m a i l

広告掲載を取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

記

掲載決定通知番号	取下げ理由	取下げ年月日
第 号		

様式第6号(第18条関係)

広告掲載料還付請求書

年 月 日

大和高田市長 殿

住所  
名称  
代表者名 印  
連絡先 電話  
F A X  
E m a i l

掲載料について、下記のとおり還付を請求します。

記

掲載決定通知番号	第 号
還付理由	
還付請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
請求金額	円
振込金融機関名	
本・支店名	
預金種目	普通 当座 貯蓄 その他
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

(注)口座名義人は、請求者本人としてください。

告示第152号

大和高田市広報誌広告掲載取扱要領を次のように定める。

平成22年12月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市広報誌広告掲載取扱要領

大和高田市広報における広告掲載要綱(平成14年告示第34号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発行する広報誌「やまとたかだ」(以下「広報誌」という。)に掲載する広告の取扱いについて、大和高田市広告掲載要綱(平成22年告示第151号)及び大和高田市広告掲載基準(平成22年訓令第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第2条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規格	掲載料(月額)
縦54ミリメートル×横87ミリメートル	25,000円
縦54ミリメートル×横42.5ミリメートル	13,000円

2 広告を12号に連続して掲載する場合は、1号分の掲載料を免除するものとする。ただし、掲載する広告の規格が同一でない場合は、低い方の額の掲載料を免除するものとする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市が指定するものとする。

(広告の掲載枠)

第4条 広告掲載枠の割当ては、1掲載号につき1枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同一ページの隣り合う同一規格の2枠(横方向に限る。)を1つの掲載枠とすることができる。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者は、掲載を希望する広報誌の発行日の1月前までに市長に申し込まなければならない。

2 1回の申込みについては、1枠につき連続して12号を超えて申し込むことができない。

(免責事項)

第6条 市は、天災その他市の責めに帰することができない非常事態が発生し、広報誌への広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

2 市が広報誌への広告掲載に関して広告主に対し損害賠償責任を負った場合は、当該損害賠償額は、掲載料を超えないものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前になされた広報誌に掲載する広告の取扱いについては、なお従前の例による。

告示第153号

大和高田市WEBページ広告掲載取扱要領を次のように定める。

平成22年12月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市WEBページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市WEBページに掲載する広告の取扱いについて、大和高田市広告掲載要綱(平成22年告示第151号)及び大和高田市広告掲載基準(平成22年訓令第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市WEBページ 大和高田市が管理するWEBページのことをいう。

(2) パナー広告 市WEBページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市WEBページに掲載する広告は、パナー広告とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横120ピクセル
- (2) データ容量 4キロバイト以下
- (3) 形式 GIF(アニメーション可。透過GIF不可)、JPEG又はPNG  
(広告の掲載ページ、掲載位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ、掲載位置及び枠数は、市が指定するものとする。

(掲載の基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告を掲載しない。

- (1) 画像が変化又は移動する場合に、閲覧者の目への負担が大きくなるもの
- (2) 光感受性発作を誘発させるもの  
(禁止表現)

第7条 広告画像は、次に掲げる表現を含んではならない。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の操作手順を示すボタンを模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) ラジオボタンを模した表現
- (4) テキストボックスを模した表現
- (5) プルダウンメニューを模した表現
- (6) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせ、又は行わせるおそれがある表現

2 広告画像にGIFアニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないよう、次のとおりとしなければならない。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続しないこと。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とすること。
- (3) 画面が点滅するものは、点滅間隔を100分の40秒以上とすること。

3 閲覧者が市WEBページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が市の事業であると錯覚するおそれがある表現を使用してはならない。

(色調)

第8条 広告は、文字色と背景色のコントラストに配慮するとともに、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取りするなどして、文字を読みやすくしなければならない。

(解像度)

第9条 広告の文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(alt属性)

第10条 alt属性は、「広告：」の後に広告主の名称を記述したものとしなければならない。

(広告の掲載期間)

第11条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1月単位とし、連続する掲載期間は、12月までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告の掲載料)

第12条 掲載料は、1枠当たり月額10,000円とする。

(広告の掲載期間内の障害の発生)

第13条 市の都合により市WEBページを閉鎖したとき、又は広告主の責めに帰することができない事由により市が広告を掲載できなかったときは、閉鎖時間24時間を1日として、閉鎖日数に応じて日割りにより掲載料を返還するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告主が掲載料の返還に代えて、閉鎖日数に応じた日数の掲載期間延長を希望した場合であって、当該広告主に係る掲載期間の満了後に当該延長後の広告掲載を行う枠

があるときは、掲載期間を延長することができる。

(広告掲載の申込み)

第14条 広告を掲載しようとする者は、記録媒体によるバナー画像データ及び事業の証明書を添えて、市長に申し込まなければならない。

(広告主の届出義務)

第15条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出るとともに、書面にて提出しなければならない。

(1) リンク先WEBページのアドレスを変更するとき。

(2) リンク先WEBページに障害等が発生したとき。

(免責事項)

第16条 市は、次に掲げる事由により、市WEBページへの広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

(1) 天災、停電、通信回線の事故その他市の責めに帰することができない非常事態が発生したとき。

(2) サーバー等の機器の保守又は工事を行うとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市WEBページが1月当たり合計24時間を超えない時間停止したとき。

2 市が市WEBページへの広告掲載に関して広告主に対し損害賠償責任を負った場合は、当該損害賠償額は、掲載料を超えないものとする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前になされた市WEBページに掲載する広告の取扱いについては、なお従前の例による。

(大和高田市WEBページ広告取扱要領の廃止)

3 大和高田市WEBページ広告取扱要領(平成19年2月28日市長決裁)は、廃止する。

## 告示第154号

大和高田市コミュニティバスきぼう号広告掲載取扱要領を次のように定める。

平成22年12月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市コミュニティバスきぼう号広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市が所有するコミュニティバスきぼう号(以下「きぼう号」という。)に掲載する広告の取扱いについて、大和高田市広告掲載要綱(平成22年告示第151号)及び大和高田市広告掲載基準(平成22年訓令第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載料等)

第2条 広告の掲載位置、枠数、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1月単位とし、連続する掲載期間は24月までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項の広告の掲載期間は、きぼう号の運行計画上の運休日(定期点検等による運休日を含む。)を

含むものとする。

(広告の掲載及び撤去)

第4条 広告の掲載作業及び撤去作業は、広告主の責任において行い、それらの日程等については、市と広告主で協議して決定するものとする。

(費用負担等)

第5条 広告物の製作費用、掲載費用及び維持補修費用並びに広告物の掲載期間が終了したとき又は掲載を取り消したときの撤去費用及び処分費用は、広告主が負担するものとする。

2 広告物の掲載作業及び撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主の負担により原状に復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中にバス事業者の責めに帰すべき事由により広告物の破損等が生じた場合は、バス事業者の負担により原状に復するものとする。

4 市長は、広告物の破損、汚れ、落書き等により美観風致を損なうおそれがあると認めた場合は、広告主に広告物を原状に復するよう求めることができる。

(免責事項)

第6条 市は、天災その他市の責めに帰することができない非常事態が発生し、きぼう号への広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

2 市がきぼう号への広告掲載に関して広告主に対し損害賠償責任を負った場合は、当該損害賠償額は、掲載料を超えないものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する

(経過措置)

2 この告示の施行前になされたきぼう号に掲載する広告の取扱いについては、なお従前の例による。

(コミュニティバスきぼう号広告掲載に関する取扱要領の廃止)

3 コミュニティバスきぼう号広告掲載に関する取扱要領(平成19年6月29日企画調整部長決裁)は、廃止する。

別表(第2条関係)

(1) 一般車両

掲載位置	枠数	規格(縦×横)厚さ0.6mmの鉄板を使用	掲載料(月額)
左後方側面	1	450mm×1,200mm	6,000円
後面	1	450mm×1,200mm	13,000円

(2) 低床車両

掲載位置	枠数	規格(縦×横)厚さ0.6mmの鉄板を使用	掲載料(月額)
後面	1	250mm×1,200mm	7,000円

### 告示第155号

大和高田市営自転車駐車場フェンス広告掲載取扱要領を次のように定める。

平成22年12月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市営自転車駐車場フェンス広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市営自転車駐車場フェンス(以下「駐輪場フェンス」という。)に掲載

する広告の取扱いについて、大和高田市広告掲載要綱（平成22年告示第151号。以下「要綱」という。）及び大和高田市広告掲載基準（平成22年訓令第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載可能な駐輪場フェンス）

第2条 広告掲載可能な駐輪場フェンスは、次の表に掲げるサイクルポートに市が設置したものである。

名称	位置
サイクルポート近鉄高田北	大和高田市日之出西本町91番地の1
サイクルポートJR高田	大和高田市幸町190番地の11

（広告の規格）

第3条 広告の規格は、1枠につき縦90センチメートル、横90センチメートルを超えない、厚さ3ミリメートル以上のアルミ樹脂複合板又はこれに類似するものとする。

（広告の掲載位置）

第4条 広告の掲載位置は、市が指定するものとする。

（広告の掲載期間）

第5条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1月単位とし、連続する掲載期間は、36月までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（広告の掲載料）

第6条 掲載料は、1枠当たり月額2,500円とする。

（掲載料の還付）

第7条 要綱第18条の規定により掲載料を還付するときは、既納の広告掲載料から利用月数（月の途中で掲載を中止するときは、利用月数に含める。）に2,500円を乗じた額を除いた額とする。

（広告の掲載及び撤去）

第8条 広告の掲載作業及び撤去作業は、広告主の責任において行い、それらの日程等については、市と広告主で協議して決定するものとする。

（広告掲載の申込み等）

第9条 広告掲載の申込みは、1駐輪場フェンスにつき2枠を限度とする。

2 要綱第7条第2項の規定によっても広告掲載を希望する申込みが広告掲載枠を超える場合は、先着順により決定する。

（費用負担等）

第10条 広告物の製作費用、掲載費用及び維持補修費用並びに広告物の掲載期間が終了したとき又は掲載を取り消したときの撤去費用及び処分費用は、広告主が負担するものとする。

2 広告物の掲載作業及び撤去作業等により駐輪場フェンスに破損が生じた場合は、広告主の負担により原状に復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めに帰すべき事由により広告物の破損等が生じた場合は、市の負担により原状に復するものとする。

4 市長は、広告物の破損、汚れ、落書き等により美観風致を損なうおそれがあると認めた場合は、広告主に広告物を原状に復するよう求めることができる。

（免責事項）

第11条 市は、天災その他市の責めに帰することができない非常事態が発生し、駐輪場フェンスへの広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

2 市が駐輪場フェンスへの広告掲載に関して広告主に対し損害賠償責任を負った場合は、当該損害賠償額は、掲載料を超えないものとする。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。



## 附 則

## (施行期日)

1 この告示は平成23年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この告示の施行前になされた駐輪場フェンスに掲載する広告の取扱いについては、なお従前の例による。

## (大和高田市営駐輪場における広告物掲出取扱要領の廃止)

3 大和高田市営駐輪場における広告物掲出取扱要領(平成19年2月28日市長決裁)は、廃止する。

## 告示第156号

大和高田市公用車広告掲載取扱要領を次のように定める。

平成22年12月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 大和高田市公用車広告掲載取扱要領

## (趣旨)

第1条 この告示は、市が所有する公用車(以下「公用車」という。)に掲載する広告の取扱いについて、大和高田市広告掲載要綱(平成22年告示第151号)及び大和高田市広告掲載基準(平成22年訓令第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (広告の掲載料等)

第2条 公用車の車種ごとの掲載位置、申込単位、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

## (広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1月単位とし、連続する掲載期間は24月までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

## (広告の掲載方法等)

第4条 広告の掲載方法は、広告の内容を表示した特殊フィルム又はマグネットシートを車体に張り付けるものとし、車体に直接表示する方法によることはできない。

2 前項の特殊フィルムの材質は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去の際に、車体の塗装の剥離を生じさせないものとする。

3 第1項のマグネットシートの材質は、広告掲載中に車体からはがれ落ちないものとする。

## (広告の掲載及び撤去)

第5条 広告の掲載作業及び撤去作業は、広告主の責任において行い、それらの日程等については、市と広告主で協議して決定するものとする。

## (費用負担等)

第6条 広告物の製作費用、掲載費用及び維持補修費用並びに広告物の掲載期間が終了したとき又は掲載を取り消したときの撤去費用及び処分費用は、広告主が負担するものとする。

2 広告物の掲載作業及び撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主の負担により原状に復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めに帰すべき事由により広告物の破損等が生じた場合は、市の負担により原状に復するものとする。

4 市長は、広告物の破損、汚れ、落書き等により美観風致を損なうおそれがあると認めた場合は、広告主に広告物を原状に復するよう求めることができる。

## (免責事項)

第7条 市は、天災その他市の責めに帰することができない非常事態が発生し、公用車への広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。



2 市が公用車への広告掲載に関して広告主に対し損害賠償責任を負った場合は、当該損害賠償額は、掲載料を超えないものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

車種	掲載位置	申込 単位	規格(最大) 縦×横	掲載料 (月額)
普通車バン (濃グレー)	左右後ドア	1面	30cm×50cm	2,000円
普通車ワンボックス (ホワイト)	左右前後ドア	1面	50cm×60cm	2,000円
軽自動車 (ホワイト)	左右ドア	1面	40cm×80cm 50cm×70cm	2,000円
	車体側面左右後部	1面	25cm×70cm	1,000円

### 告示第2号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成23年1月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

#### 1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

#### 2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

#### 3. 処分年月日

平成23年1月31日

#### 4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成22年10月5日、同月7日、同月13日、同月18日、同月21日、同月26日、同月27日

### 告示第3号

大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年1月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成21年告示第43号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

「

つどいの広場	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後5時まで
	土曜日	正午から午後5時まで

」を

つどいの広場

月曜日から金曜日まで

午前9時から午後5時まで

」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**告示第4号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したため、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年1月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

## 2. 移動年月日

平成23年1月12日、同月13日、同月18日、同月20日、同月24日、同月26日、同月31日

## 3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

## 4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

## 5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

## 6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

## 7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

## 8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

**公 告****公告第1号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに大和高田市長に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 1 都市計画の種類及び名称

名 称 大和都市計画大和高田市流域関連公共下水道

## 2 都市計画を定める土地の区域

昭和54年1月大和高田市告示第1号、平成元年9月大和高田市告示第39号、平成6年1月大和高田市告示第7号及び平成16年9月告示第91号の都市計画を定める区域に大和高田市大字池尻、大字神楽、大字池田、大字野口及び大字根成柿地内の各一部を加え、大和高田市大字築山、神楽1丁目、神楽2丁目、大字有井、日之出西本町、北本町、西町、大字大中、大中東町、大中南町、磯野北町、磯野東町、磯野町、磯野南町、磯野新町、大字磯野、春日町1丁目、春日町2丁目、大字東中及び東中1丁目地内の各一部を削る。

## 3 都市計画案の縦覧場所

大和高田市 上下水道部 下水道課

## 4 縦覧期間

平成23年1月7日から平成23年1月21日まで

## 5 意見書の提出

この都市計画案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所・氏名を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市上下水道部下水道課へ平成23年1月21日までに必着するよう提出すること。

**公告第2号**

都市計画法第17条第1項の規定に基づき、都市計画変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 1 変更する都市計画の種類

- ・大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- ・大和都市計画用途地域

## 2 変更案の縦覧場所

大和高田市役所 環境建設部都市計画課

## 3 縦覧期間

平成23年1月7日(金)から平成23年1月21日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

## 4 意見書の提出要領

指定案について意見書を提出しようとする者は、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、大和高田市環境建設部都市計画課に平成23年1月21日(金)までに必着するよう提出すること。

**公告第3号**

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成16年条例第19号)第3条の規定に基づき、奈良県知事の指定を受けるための申出をするに当たり、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 1 指定案に係る区域

池尻地区

- 2 指定案の縦覧場所  
大和高田市役所 環境建設部都市計画課
- 3 縦覧期間  
平成23年1月7日(金)から平成23年1月21日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。
- 4 意見書の提出要領  
指定案について意見書を提出しようとする者は、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、大和高田市環境建設部都市計画課に平成23年1月21日(金)までに必着するよう提出すること。

#### 公告第4号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事(出第2工区)
2 工事場所	大和高田市出地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者及び石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月12日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年1月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月18日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5-22 大和高田市上下水道庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月17日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年1月18日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成23年1月20日(木)入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年1月21日(金)午前9時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。</p>
16 契約保	<p>免除します。</p>

証金	
17 最低制限基準比較価格	¥10,880,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第5号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	平成22年度市営住宅(土庫)公共下水切り替工事(2工区)
2 工事場所	大和高田市土庫1丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2)大和高田市排水設備指定工事店であること。 (3)大和高田市内に本店を有する者であること。 (4)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6)大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1)申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3)受付期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月12日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (4)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5)受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結



参加資格の確認通知	<p>果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年1月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月18日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月17日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年1月18日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年1月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年1月21日(金)午前9時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>

17 最低制限基準比較価格	¥5,640,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第6号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	平成22年度市営住宅(土庫)公共下水切り替工事(1工区)
2 工事場所	大和高田市土庫1丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2)大和高田市排水設備指定工事店であること。 (3)大和高田市内に本店を有する者であること。 (4)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6)大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1)申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3)受付期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月12日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (4)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5)受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。



確認通知	(1) 郵送日 平成23年1月12日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の配布	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月18日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月17日(月)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成23年1月18日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年1月20日(木)入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年1月21日(金)午前9時20分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制	¥5,270,000円(消費税等抜き)

限基準比較価格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。
<p><b>公告第7号</b></p> <p>次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。</p> <p>平成23年1月7日</p> <p style="text-align: right;">大和高田市長 吉田 誠 克</p>	
1 工事名	配水管布設工事・配水管布設替工事(吉井)
2 工事場所	大和高田市吉井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月12日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年1月12日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知

	<p>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>（3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p> <p>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>（1）閲覧等の期間 平成23年1月7日（金）から平成23年1月18日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>（2）閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>（3）閲覧の場所 大和高田市大東町5-22 大和高田市上下水道庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>（1）受付期間 平成23年1月7日（金）から平成23年1月17日（月）まで</p> <p>（2）受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>（3）送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>（4）回答期限 平成23年1月18日（火）午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>（1）期限 平成23年1月20日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>（2）郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>（3）郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>（1）日時 平成23年1月21日（金）午前9時30分から</p> <p>（2）場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>（3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>（1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>（2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>（3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥5,060,000円（消費税等抜き）</p>

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第8号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	土枝土庫2丁目地内管渠工事(16)・給配水管移設工事(G16)
2 工事場所	大和高田市土庫2丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がDであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月12日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年1月12日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)

	参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月17日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月17日(月)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成23年1月18日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年1月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年1月21日(金)午前10時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥5,530,000円(消費税等抜き)

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第9号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	藤森地内排水路改良工事(2工区)
2 工事場所	大和高田市藤森地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がDであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月12日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年1月12日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)



	<p>参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月17日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月17日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年1月18日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年1月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年1月21日(金)午前10時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥5,200,000円(消費税等抜き)</p>

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第10号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	松塚地内用排水路整備工事
2 工事場所	大和高田市松塚地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がDであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月12日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年1月12日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)



	<p>参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月17日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月17日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年1月18日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年1月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年1月21日(金)午前10時20分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥4,110,000円(消費税等抜き)</p>

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第11号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	曾大根地内排水路改良工事
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がDであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月12日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年1月12日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)

	参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月17日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成23年1月7日(金)から平成23年1月17日(月)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成23年1月18日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年1月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年1月21日(金)午前10時30分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥3,210,000円(消費税等抜き)

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第12号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝春日町1丁目地内管渠工事(53)・給配水管移設工事(G53)
2 工事場所	大和高田市春日町1丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がEであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月18日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年1月19日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)

	<p>参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月21日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月25日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年1月26日(水)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年1月27日(木)入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年1月28日(金)午前9時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥2,220,000円(消費税等抜き)</p>

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第13号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	根成柿地内排水路改良工事(1工区)
2 工事場所	大和高田市根成柿地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がEであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月18日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年1月19日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)



	<p>参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月21日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月25日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年1月26日(水)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年1月27日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年1月28日(金)午前9時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥2,140,000円(消費税等抜き)</p>

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第14号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	根成柿地内排水路改良工事(2工区)
2 工事場所	大和高田市根成柿地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がEであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月18日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年1月19日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)



	<p>参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月21日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月25日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年1月26日(水)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年1月27日(木)入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年1月28日(金)午前9時20分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥910,000円(消費税等抜き)</p>

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第15号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	西代池漏水防止盛土工事
2 工事場所	大和高田市西代地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がEであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月18日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年1月19日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)

	<p>参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月21日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月25日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年1月26日(水)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年1月27日(木)入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年1月28日(金)午前9時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥780,000円(消費税等抜き)</p>

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第16号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	藤枝若葉町地内管渠工事(22)
2 工事場所	大和高田市若葉町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月18日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年1月19日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)

	<p>参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月21日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月24日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年1月25日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年1月27日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年1月28日(金)午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥11,880,000円(消費税等抜き)</p>

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第17号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝東中1丁目地内管渠工事(23)・給配水管移設工事(G23)・配水管布設工事(東中1丁目)
2 工事場所	大和高田市東中1丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月18日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年1月19日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)



	<p>参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月21日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月24日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年1月25日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年1月27日(木)入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年1月28日(金)午前10時15分から</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥10,860,000円(消費税等抜き)</p>



18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第18号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量(7)
2 業務場所	大和高田市日之出町・日之出東本町地内
3 履行期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月18日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年1月19日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。

	(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月21日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成23年1月14日(金)から平成23年1月25日(火)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成23年1月26日(水)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年1月27日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年1月28日(金)午前10時30分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,110,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第19号**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年1月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

**公告第20号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	中和幹線アクセス道路照明工事
2 工事場所	大和高田市土庫地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月30日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の電気工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月21日(金)から平成23年1月25日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)

<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。                  (1) 郵送日 平成23年1月26日(水)                  (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知                  参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。                  (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知                  参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。                  (1) 閲覧等の期間 平成23年1月21日(金)から平成23年1月28日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。                  (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで                  (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1                  大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。                  (1) 受付期間 平成23年1月21日(金)から平成23年1月28日(金)まで                  (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで                  (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室                  FAX 0745-49-0053                  (4) 回答期限 平成23年1月28日(金)午後5時まで                  回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。                  (1) 期限 平成23年2月3日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。                  (2) 郵送先 〒635-8799                  大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留                  大和高田市役所 環境建設部 契約監理室                  (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>13 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。                  (1) 日時 平成23年2月4日(金)午前9時30分から                  (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室                  (3) 開札結果等の公表                  開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>14 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。                  (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札                  (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札                  (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものした入札</p>
<p>15 落札者の決定</p>	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥950,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第21号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅(磯野)新規募集に伴う室内(1-202号室)改修
2 工事場所	大和高田市磯野北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月21日(金)から平成23年1月25日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)

<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。                  (1) 郵送日 平成23年1月26日(水)                  (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知                  参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。                  (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知                  参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。                  (1) 閲覧等の期間 平成23年1月21日(金)から平成23年1月28日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。                  (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで                  (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1                  大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。                  (1) 受付期間 平成23年1月21日(金)から平成23年1月28日(金)まで                  (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで                  (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室                  FAX 0745-49-0053                  (4) 回答期限 平成23年1月28日(金)午後5時まで                  回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。                  (1) 期限 平成23年2月3日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。                  (2) 郵送先 〒635-8799                  大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留                  大和高田市役所 環境建設部 契約監理室                  (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>13 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。                  (1) 日時 平成23年2月4日(金)午前10時00分から                  (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室                  (3) 開札結果等の公表                  開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>14 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。                  (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札                  (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札                  (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものした入札</p>
<p>15 落札者の決定</p>	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>



16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,460,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第22号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅(磯野)新規募集に伴う室内(3-205号室)改修
2 工事場所	大和高田市磯野北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月21日(金)から平成23年1月25日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)



<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。                  (1) 郵送日 平成23年1月26日(水)                  (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知                  参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。                  (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知                  参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。                  (1) 閲覧等の期間 平成23年1月21日(金)から平成23年1月28日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。                  (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで                  (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1                  大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。                  (1) 受付期間 平成23年1月21日(金)から平成23年1月28日(金)まで                  (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで                  (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室                  FAX 0745-49-0053                  (4) 回答期限 平成23年1月28日(金)午後5時まで                  回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。                  (1) 期限 平成23年2月3日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。                  (2) 郵送先 〒635-8799                  大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留                  大和高田市役所 環境建設部 契約監理室                  (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>13 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。                  (1) 日時 平成23年2月4日(金)午前10時10分から                  (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室                  (3) 開札結果等の公表                  開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>14 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。                  (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札                  (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札                  (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものした入札</p>
<p>15 落札者の決定</p>	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,370,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第23号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	本郷町地内測量業務委託
2 業務場所	大和高田市本郷町地内
3 履行期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。 (2)大和高田市内に本店を有する者であること。 (3)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5)大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1)申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3)受付期間 平成23年1月28日(金)から平成23年2月1日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5)受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年2月2日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年1月28日(金)から平成23年2月4日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年1月28日(金)から平成23年2月7日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年2月8日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成23年2月9日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年2月10日(木)午前9時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥810,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

#### 公告第24号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	池尻地内測量業務委託
2 業務場所	大和高田市池尻地内
3 履行期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月28日(金)から平成23年2月1日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結

参加資格の確認通知	<p>果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年2月2日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年1月28日(金)から平成23年2月4日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年1月28日(金)から平成23年2月7日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年2月8日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年2月9日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年2月10日(木)午前9時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保	<p>免除します。</p>

証金	
17 最低制限基準比較価格	¥530,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第25号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年1月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	中今里町地内測量業務委託
2 業務場所	大和高田市中今里町地内
3 履行期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年1月28日(金)から平成23年2月1日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。



確認通知	<p>(1) 郵送日 平成23年2月2日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年1月28日(金)から平成23年2月4日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年1月28日(金)から平成23年2月7日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年2月8日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年2月9日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年2月10日(木)午前9時20分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>



17 最低制限基準比較価格	¥460,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 教育委員会

#### 教育委員会告示第1号

大和高田市教育委員会1月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成23年1月4日

大和高田市教育委員会  
委員長 村井善治

記

日時 平成23年1月12日(水)午後2時00分  
場所 さざんかホール 4階 会議室  
議案 第1号 第34回大和高田市民マラソン大会実施要項(案)について  
第2号 後援願いについて  
第3号 その他

### 選挙管理委員会

#### 選挙管理委員会告示第1号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年1月11日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西清一

1 日時 平成23年1月17日(月)午前10時00分  
2 場所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 東会議室  
3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 在外選挙人名簿の登録及び抹消について  
第3号 その他

#### 選挙管理委員会告示第2号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年1月25日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西清一

1 日時 平成23年2月4日(金)午前9時00分  
2 場所 大和高田市大字大中100番地の1

大和高田市役所 3階 東会議室

- 3 議案
- 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
  - 第2号 奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙について
  - 第3号 大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙について
  - 第4号 その他

**農業委員会**

**農業委員会告示第1号**

大和高田市農業委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

平成23年1月4日

大和高田市農業委員会  
会長 水 井 豊

- 日時 平成23年1月11(火)午後4時
- 場所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議案
- 第1号 農地法第3条第1項について申請の件(委員会許可)
  - 第2号 農地法第18条第6項について通知の件
  - 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
  - 第4号 その他

**農業委員会告示第2号**

大和高田市農業委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

平成23年1月26日

大和高田市農業委員会  
会長 水 井 豊

- 日時 平成23年2月8日(火)午後3時
- 場所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議案
- 第1号 農地法第3条第1項について申請の件(委員会許可)
  - 第2号 その他